

令和5年7月

お客さま 各位

鹿沼相互信用金庫

## 預金通帳未記帳明細の集約方法変更及び 「通帳未記入取引照合表」の郵送終了に関するご案内

平素は、鹿沼相互信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、毎月16日に未記帳の取引件数が90件を超えたお客さまには、「通帳未記入取引照合表」を郵送にてお知らせし、翌月の15日までにご記帳の無かった場合には、未記帳取引明細をご入金・ご出金をそれぞれの合計の件数・合計金額に集約して記帳させていただいております。しかし、その間に未記帳件数が120件を超過した場合、お取引が停止となるなどのご不便をおかけしておりました。

今般、お客さまのご不便を改善すべく下記のとおり未記帳取引明細の集約方法を変更させていただきます。なお、集約方法の変更に伴い、「通帳未記入取引照合表」の発送については、「かぬましんきんSDGs宣言」(令和2年10月27日)に基づき「紙資源の節減」や「環境保全」の観点から、令和5年8月分の郵送をもって終了させていただきます。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 変更日

令和5年9月17日(日)

#### 2. 未記帳取引明細の集約方法の変更内容等

変更前	変更後
毎月16日	毎営業日 (90件を超える未記帳取引明細がある場合)

※なお、上記集約方式の変更に伴い、「通帳未記入取引照合表」の郵送につきましては、令和5年8月発送分を持ちまして終了させていただきます。

#### 3. 変更後のご注意

- ATMでのお取引に際し、未記帳明細が60件に達した段階で未記帳取引件数についての案内画面が表示されます。
- お通帳の未記帳件数が90件を超えた場合、事前にお知らせすることなく集約記帳をさせていただきます。
- 集約された明細が必要な場合は、ご本人確認書類(運転免許証等)、通帳、お届出印をお持ちのうえ、お取扱店の窓口までお申し付けください。なお、明細発行には所定の手数料[3,300円(税込)。令和5年7月時点]がかかります。
- お通帳は集約記帳になる前に、お手数ですが定期的にご記帳をお願いします。
- 通帳記帳が可能な近隣の信用金庫は以下の通りです。  
栃木県：足利小山・栃木・佐野・烏山・大田原  
群馬県：高崎・桐生・アイオー・利根郡・館林・北群馬・しのめ  
茨城県：結城